

現在、本事業では、用地測量・建物調査の結果を記した土地・物件調書に関係者の皆様に確認いただき、終わった方から補償内容の説明を行っているところです。
了解された方とは順次、契約させていただいています。

引き続き
ご協力の程よろしく
お願いいたします



豊田新屋ニュースレター

国道8号豊田新屋立体

第11号

発行・お問い合わせ先

国土交通省
富山河川国道事務所
調査第二課・用地第二課
〒930-8537
富山市奥田新町2番1号
TEL 076-443-4701 (代表)
FAX 076-443-4703
富山市役所
建設部 建設政策課
〒930-8510
富山市新桜町7-38
TEL 076-443-2220 (直通)
FAX 076-443-2187

豊田新屋地区周辺の埋蔵文化財

本号では、豊田新屋地区の国道8号南北に分布する埋蔵文化財（主に遺跡）について紹介します。
豊田新屋地区は、富山市街地の北部に位置し、西方には神通川、東方には常願寺川が北流して富山湾に注いでいます。この2つの河川の新旧扇状地は富山平野の主要な地盤を形成し、多くの自然堤防を作り出しています。豊田新屋地区の遺跡は、常願寺川扇状地先端の自然堤防に営まれ、標高10m前後の低地上に立地している低地性の遺跡です。

この一帯では、縄文時代後半から突如として集落の集中的な進出が始まり、以後、近世に至るまで継続的な人々の活動の痕跡が確認されています。また、環濠集落の一部と推定される濠跡や祭祀井戸群が発見されており、弥生後期から古墳前期の集落が多く存在することが次第に明らかになっています。



表. 豊田新屋地区の周辺に存在する埋蔵文化財

埋蔵文化財名称	概要
①豊田遺跡	縄文晩期の農耕を示す石器等が出土
②豊丘町・豊田城跡	戦国時代の城館・居館
③豊田大塚・中吉原遺跡	律令祭祀に関する土器や人形が出土
④下富居遺跡	縄文土器・須恵器・土師器・中世陶器が出土
⑤飯野小百苺遺跡	木櫃暗渠（木で出来た水路）が出土
⑥新屋殿田遺跡	古墳時代の集落遺跡

詳しく調べたい人は、図書館に本があるよ



※参考文献：富山市豊田遺跡発掘調査報告書、北陸新幹線関係埋蔵文化財包蔵地調査報告(5)、富山市飯野新屋遺跡発掘調査概要

豊田遺跡について

豊田新屋立体事業の用地にかかる豊田遺跡は、国道8号の立体化事業に伴い、埋蔵文化財の再調査が行われる予定です。現在、事業用地内の国道沿いに説明看板が立っています。(右の写真)

『豊田遺跡は、国道8号線の工事中（昭和46年）に発見されました。遺跡は海拔10m前後で常願寺川が形成した自然堤防上に位置し、縄文時代晩期後半（約2300年前）と弥生時代中期（約2000年前）に営まれています。縄文時代の遺構からは、安山岩製で長さ12cmの穂摘み具と思われる石器、土堀り具と考えられる打製石斧が出土しました。弥生時代には、稲を摘み取る石包丁や農耕具を作るための石斧、壺や甕などの土器が多く出土しています。

この遺跡を含む神通川下流右岸の遺跡群は、豊田大塚・中吉原遺跡など縄文時代晩期にはじまり、弥生時代・古墳時代と重複するものが多くあります。稲作農耕開始へ向けての素地が縄文時代晩期に整った可能性を示すものとして注目されます。』

※豊田遺跡の説明看板より



今後の予定は、裏面をご覧ください。

【Q & A コーナー】

Q 1. 土地価格はどのようにして算定するのですか？

A 1. 土地の評価にあたっては、事業用地の近隣で買収する土地と条件の似た土地の取引事例価格を基に、地価公示法による公示価格、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額などを参考にしながら買収する土地の現況地目、形状、面積などを考慮して個々に評価し、土地単価を決定します。土地の価格は、この土地単価に事業に必要な土地の実際に測量した面積を乗じて算定します。

Q 2. 建物が計画線にかかっていますが、どのような補償になるのですか？

A 2. 建物の構造、用途、敷地の形状、残地面積の関係等、個々の状況によって判断します。合理的で通常妥当な移転の方法を決定し、建物の経過年数に応じた価値の低下を考慮して費用を算定します。建物の移転補償は、移転をお願いする建物を新築する費用ではなく、原則として現在価値の補償となります。

Q 3. 補償金に対する税金はどうなりますか？

A 3. 公共事業に協力いただくと、次のどちらか一方を受けることが出来る税法上の優遇措置があります。

①国が事業用地の買取り申出をした日から6ヶ月以内に資産を譲渡していただいた場合、5,000万円の譲渡所得税の特別控除。

②資産を譲渡していただいた日から2年以内にその補償金で代替資産を取得した場合、その代替資産にあてた分について譲渡が無かったものとみなされる特例。

なお、課税の特例については、それぞれ適用条件があるので、詳細については用地第二課または税務署にご相談ください。



Q 4. 建物や工作物等の撤去は誰がするのですか？

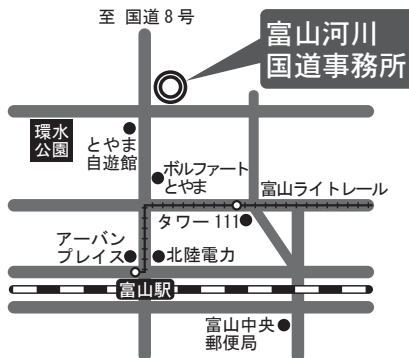
A 4. 建物や工作物等を所有されている方から行っていただきます。解体撤去費用は、国との物件移転補償契約に含まれていますので、履行期限までに撤去していただき、更地で国に引き渡していただくことになります。

豊田新屋立体模型やパネルの展示場所について

現在、豊田新屋立体の模型とパネルを富山河川国道事務所1階ロビーに展示しています。

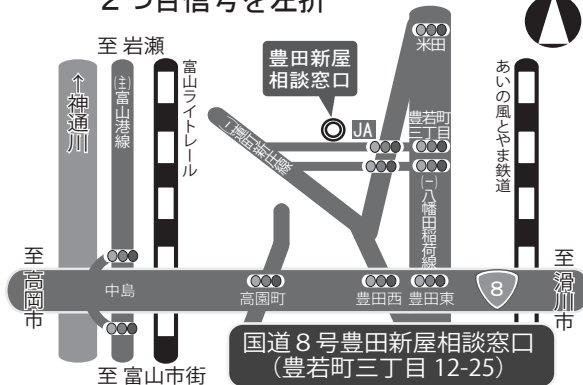
富山河川国道事務所は、富山駅北口から約700mに位置し（詳細は右下図参照）、1階は誰でも気軽に入ることが出来ます。相談は事務所でも受け付けておりますので、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

【模型・パネル設置風景】

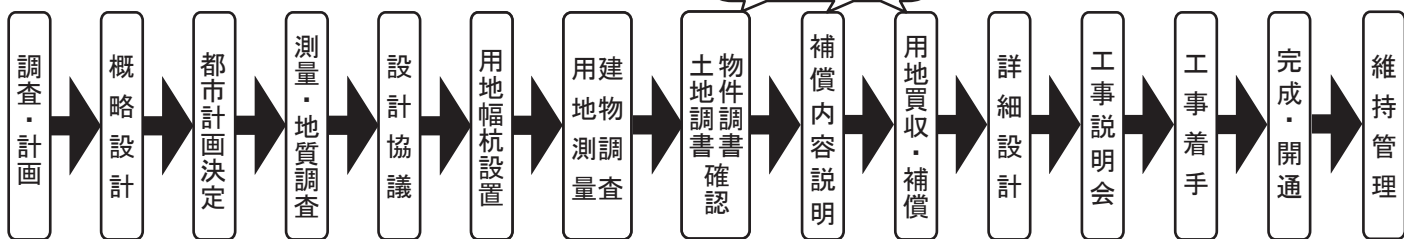


『国道8号豊田新屋相談窓口』開設中！！

- 【日時】 毎月第1, 3, 5水曜日 13時～17時
(年末年始・祝日・地区センター催事日除く)
- 【場所】 富山市豊田地区センター2階会議室
- 【アクセス】 国道8号豊田東交差点を北に進み2つ目信号を左折



■事業の流れ



【問い合わせ先】

国道8号豊田新屋立体事業に関しては下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

- 用地の補償について 富山河川国道事務所 用地第二課 TEL 076-443-4707 (直通)
- 事業の計画・設計について 富山河川国道事務所 調査第二課 TEL 076-443-4717 (直通)
- 事業に伴う市道等の計画について 富山市役所 建設部 建設政策課 TEL 076-443-2220 (直通)